

1 いじめ防止基本方針

(1) いじめに対する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように以下の5つの対策を講じていく。

- ア いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- イ いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ウ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- エ いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許せないことであり、自分の問題として捉えることができるよう指導する。
- オ 保護者との信頼関係作り、地域や関係機関との連携協力を努める。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※「いじめ防止対策推進法第2条」より

(3) 定義の基づくいじめの判断

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえて慎重に判断する。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指していると捉える。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

キ インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

ク 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ・パソコンや携帯電話・オンラインゲーム等で，誹謗中傷や嫌なことをされる等

(4) いじめ解消の定義

いじめの解消は，以下の2つが同時に認められた場合，解消したと認識する。

ア いじめの行為が3ヵ月以上止んでいる。

イ 被害児童が心身の苦痛を受けていないことを面談等で確認している。

(5) 学校及び職員の責務

いじめが行われず，全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう，保護者及び関係者と連携を図りながら，学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに，いじめが疑われる場合には，適切かつ迅速にこれに対処し，さらにその再発防止に努める。いじめ事案の対処においては，事実の隠蔽や虚偽等の言い訳はせず，正確かつ丁寧な説明を行うなど誠意を持って対処する。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめの未然防止

すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し，人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに，いじめを生まない土壌作りに取り組む。

ア 児童がいじめ問題を自分のこととして考え，自ら活動できる集団作りに努める。

イ 道徳や体験活動を重視し教育活動全体を通して，豊かな情操や道徳心を養い，規範意識をもち，お互いの人格を尊重し合える態度を育てる。

ウ 児童一人一人に自己存在感を持たせ，生徒指導の機能を生かした「わかる授業」づくりに努める。

エ 道徳の授業では，「考え，議論する」ことを意識した授業を行うとともに，道徳映像教材等を活用した取り組みを推進する。

オ 学校生活での悩みの解決を図るために，スクールカウンセラー等を活用する。また，保健室に来室した児童からの相談にも十分対応する。

- カ インターネットを用いて行われるいじめを防止するために、外部講師等を活用した、情報モラル教育を推進し、児童及び保護者の意識の高揚を図る。
- キ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように指導の在り方に細心の注意を払う。
- ク 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを行い、教育相談週間を活用し、アンケートを毎月実施し、改善充実を図る。
- ケ 教職員の研修の充実、いじめ相談体制の整備、児童や保護者に対して、相談窓口の周知徹底を行う。
- コ 相談箱（ほのぼ一のポスト）を設置し、いじめの早期発見、早期対応に努める。
- サ 学校として特に配慮が必要な児童について対応を行う。発達障害を含む障害がある児童、LGBT等の児童への適切な対応を行う。
- シ 関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) 早期発見に向けて

いじめは大人の目の付きにくいところで発生しており、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持って早い段階から積極的に関わり、実態把握に努める。

- ア 子どもの声に耳を傾ける。（毎月のアンケート調査、日記指導、個別面談等）
- イ 子どもの行動を注視する。（授業、清掃、部活動等児童に付く）
- ウ 保護者と情報を共有する。（連絡帳、電話、家庭訪問、PTAの会合等）
- エ 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

【担当者の主な役割】

担当	主な役割
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを早期に発見できる体制を整備する。 ・学校における教育相談が、児童の悩みを確実に受け止める体制であるか、適切に機能しているか、定期的に点検する。 ・休み時間や昼休みの校内巡視や児童が生活する場の異常の有無を確認する。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒のささいな変化やサインを見逃さないようにする。 ・休み時間や放課後等の児童との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。 ・個人面談等の機会を活用し、効果的な教育相談を行う。
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート、教育相談等を計画的に実施する。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室に来室する児童との会話や観察を通して、話に耳を傾け、普段と違う何かを感じた時は、積極的に教育相談を試みる。 ・スクールカウンセラーによる相談活動の利用や電話相談窓口等の悩みを相談できる機関について、児童及び保護者に紹介する。

(3) 早期対応に向けて

いじめの問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、

関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- ア いじめを認知した場合、すみやかにいじめ防止委員会を開き方針を話し合う。
- イ いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ウ 学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- エ 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- オ いじめる子どもは、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- カ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- キ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連携を行う。

【担当者の主な役割】

担当	主な役割
管理職	<ul style="list-style-type: none">・いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、校長のリーダーシップの管理職下、いじめ対策委員会を招集し適切な対応について検討する。・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、市教育委員会への報告、相談はもちろん、事案に応じて警察等の関係機関とも連携し適切な対応に努める。
学級担任 養護教諭	<ul style="list-style-type: none">・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。また、暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。・いじめた児童が複数いる場合には、同時刻に個別に聞き取りを行う。

(4) いじめを防止するための校内組織

ア いじめ防止委員会

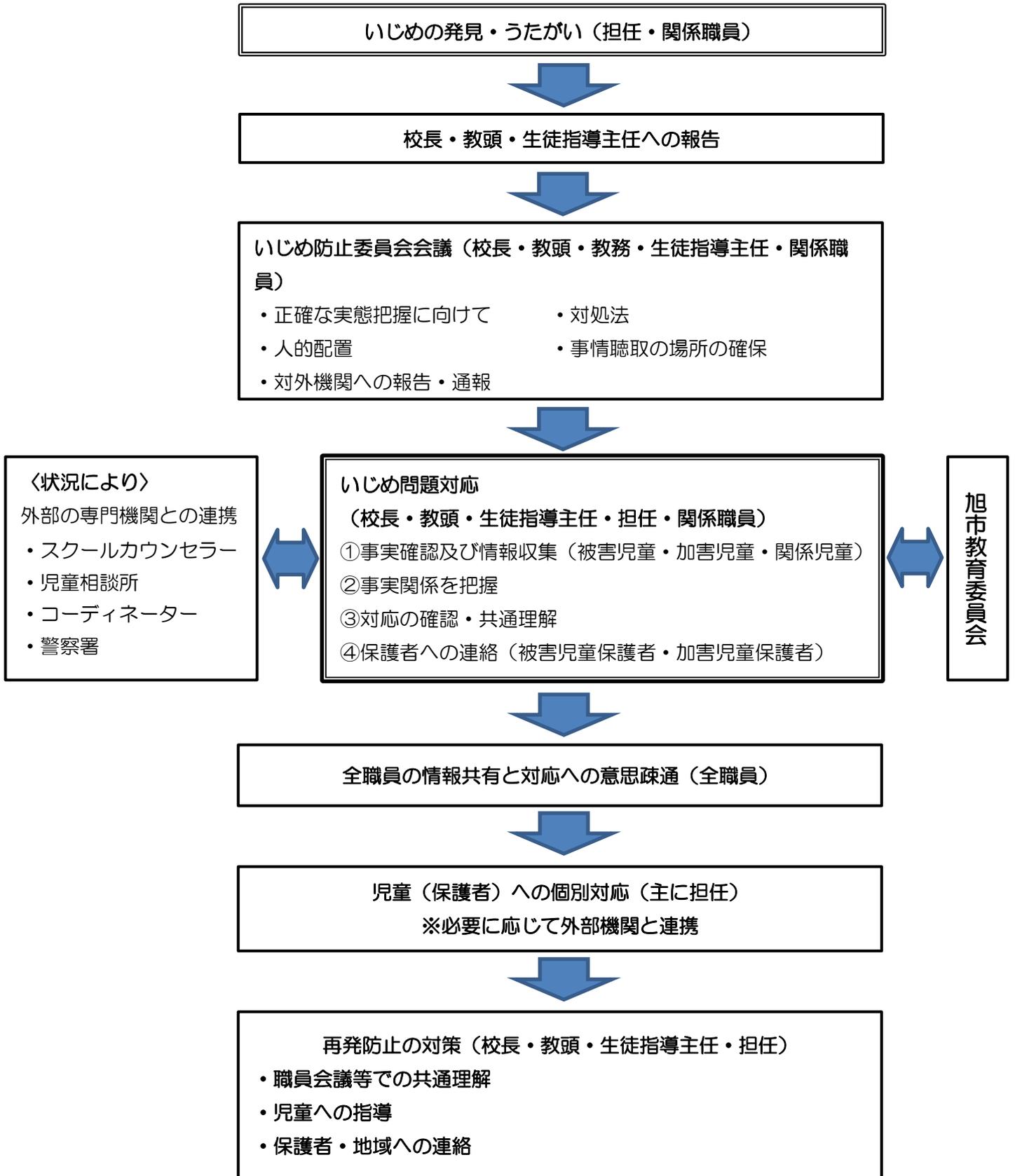
生徒指導主任，生徒指導担当（低・中・高・特・専より各1名），養護教諭
校長，教頭，教務，区長会長，青少年相談員

*委員会のメンバーは、内容によって柔軟に構成することとする。

イ いじめ相談窓口

教頭，養護教諭

(5) いじめ対応の基本的流れ



3 いじめ防止計画

月	内 容	アンケート
4月	生徒指導委員会①（生徒指導の指針・年間計画・月別目標いじめ防止基本方針・共和小の約束）	いじめ防止アンケート
5月	生徒指導委員会②（命を大切にするキャンペーン・重点項目決定）	〔学校生活アンケート〕
6月	“命を大切にするキャンペーン①”「児童集会（命を大切に）」 ・教育相談週間	<教育相談アンケート>
7月	・学校評価（1） ・情報モラル教育講演（高学年）	〔学校生活アンケート〕
9月	“命を大切にするキャンペーン②”（校長講話）	〔学校生活アンケート〕
10月	生徒指導委員会③（重点項目・個別面談での共通理解）	いじめ防止アンケート
11月	・教育相談週間	<教育相談アンケート>
12月	・学校評価（2）	〔学校生活アンケート〕
1月		いじめ防止アンケート
2月	生徒指導委員会④（重点項目・共和小の約束見直し）	いじめ防止アンケート
3月	・いじめ防止基本方針の見直し	児童との相談の見直し

※ 月末に問題行動について各学級から報告してもらう

※ 「子どもを語る会」（職員会議後に実施）・児童の実態を共通理解し、全職員で指導

4 指導について

(1) 被害児童及びその保護者への対応（全校職員、関係児童）

・個人情報の保護

・被害者の安全確保

被害児童の不安解消（加害児童の指導の仕方等について）
複数職員による継続的な支援・見守り
信頼できる人物による支援体制の構築
必要であれば、加害児童は別室で指導
スクールカウンセラー、外部専門家への協力要請

(2) 加害児童への指導及びその保護者への支援

- ・いじめは人格を傷つけ、生命・財産を傷つける行為であることを理解させる。
- ・自らの行為の責任を自覚させ、被害児童に謝罪させる。
- ・学校と保護者が連携して対応できるよう、保護者に協力を求める。
- ・保護者に継続的な助言を行う。

(3) いじめが生じた集団（傍観者）への指導

- ・いじめを傍観した児童には、自分の問題として捉え、報告する勇気を持てるように指導する。
- ・同調した児童には、いじめに加担する行為であることを理解させる。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 重大事態の調査・報告

- ①いじめられた児童や情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先した聴き取り等による実態調査を実施する。
- ②いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童や保護者の要望や意見を十分に聴取する。
- ③いじめられた児童及びその保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切に提供する。
- ④アンケート調査する場合は、調査に先立ち、調査対象の児童や保護者に、いじめられた児童及び保護者に情報提供することがある旨を説明する。
- ⑤調査結果は、旭市教育委員会を通して市長に報告する。

6 児童の自殺予防について

児童の自殺予防においても組織的に対応し、児童の見守りを強化する。また、「教師が知っておきたい自殺予防」等を資料として、児童の自殺予防のための研修を行う。

7 公表・点検・評価について

(1) 公表

- ・策定した「学校いじめ防止基本方針」については学校ホームページで公表する。

(2) 点検

- ①策定した「学校いじめ防止基本方針」の点検について、「学校評価」をもとに、児童、保護者及び教職員で行う。
- ②学校評価アンケートは
「学校評価（児童対象アンケート）」
「学校評価（保護者対象アンケート）」
「学校評価（教職員対象アンケート）」
を利用して実施する。

(3) 評価

- ①それぞれの点検について、いじめ防止委員会においてその結果をとりまとめ、職員会議で本活動について協議し、改善策を検討する。

- ②点検結果については考察及び改善策を示し、学校評議員が行う学校関係者評価で、本活動を評価する。
- ③これらの評価の結果をもとに、いじめ防止委員会を開催し、「いじめ防止基本方針」が、本校の実態に即して確実に機能しているか点検し、必要に応じて基本方針を見直す。

8 その他

外部相談窓口

- ・ 24時間（じかん）子供（こども）SOSダイヤル
☎ 0120-0-78310
- ・ 法務局（ほうむきょく）・地方法務局（ちほうほうむきょく）
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
- ・ 子（こ）どもの人権（じんけん）110番（ばん）
☎ 0120-007-110
- ・ 都道府県警察（とどうふけんけいさつ）の少年相談窓口（しょうねんそうだんまどぐち）
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル
☎ 189

平成26年2月28日 策定
平成28年3月31日 改定
平成31年4月 1日 改定
令和 2年4月 1日 改定
令和 3年4月 1日 改定
令和 4年4月 1日 改定